

令和6年5月2日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和6年3月29日付け（同年4月2日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書に記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁判所事務総局行政局第一課事件係に送付された、東京高裁令和5年11月15日判決（自由と正義2024年2月号74頁参照）の対象となった事件の受理報告及び終局報告

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和6年3月26日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所においては、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)、同日付け秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の2の(5)）。

(2) 本件開示申出に係る文書としては、令和2年3月13日付け行政局第一課長

事務連絡「行政・国賠・労働・知財事件に関する報告について」に基づき提出された 1 記載の事件に係る受理報告（訴状写しの提出）及び終局報告（判決データの提出）が考えられるが、いずれも最高裁判所の担当部署において所定の処理を行った後、保有する必要がないため短期保有文書として隨時廃棄しており、既に廃棄済みである。

(3) よって、原判断は相当である。